平成３０年（フ）第１７８８号
東京都八王子市南大沢３丁目４－６－202
債務者　村田由美子（旧姓上石）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７９７号
東京都江戸川区中葛西７丁目26－14　Ｕハイム202
債務者　岡田真奈美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７９８号
東京都目黒区柿の木坂３丁目１－４－406
債務者　石坂　亮太
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８０１号
東京都世田谷区南烏山１丁目４－９
債務者　藤田　法彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８０２号
東京都江東区東雲２丁目７－１－2206
債務者　新井　雅博
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８０４号
東京都品川区豊町５丁目９－９　ユタカ＆Ｋ202
債務者　中村　栄里
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１０号
東京都足立区保木間４丁目11－２
債務者　塩田真佐代
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１５号
東京都渋谷区笹塚３丁目35－12－101
債務者　谷冨　正平
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１６号
東京都江戸川区西瑞江５丁目10－18　第16ベルハイツ301
債務者　渡辺　道男
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７３８号
東京都荒川区南千住５丁目３－３－203
債務者　渡邉　希佳
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７３号
東京都足立区竹の塚２丁目11－15－101
債務者　上野　美和
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８０８号
東京都文京区千石３丁目34－９
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目５番17－305号　桃原アパート
債務者　平良　マサ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３７号
沖縄県うるま市字仲嶺402番地８　仲本アパート103
債務者　高山　　博
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１３２号
東京都稲城市東長沼1948番地
債務者　荒井　宏幸
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７５号
横浜市保土ケ谷区仏向町1308番地15
債務者　磯野　千秋
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部